

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学無期契約職員の再雇用に関する規程

平成29年11月29日
規程第 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学無期契約職員就業規則（平成29年規則第1号。以下「無期契約職員就業規則」という。）第11条第2項の規定に基づき、定年による退職後、引き続き国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に再雇用される職員（以下「再雇用職員」という。）の就業に関し必要な事項を定める。

(雇用契約の期間等)

第2条 再雇用職員の雇用契約の期間は、当該雇用契約の始期の属する会計年度の範囲内で、個々の再雇用職員ごとに定める。
2 前項の雇用契約の期間又はこの項の規定により更新された雇用契約の期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

(再雇用の上限年齢)

第3条 前条に規定する雇用契約の期間の末日は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(試用期間)

第4条 再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

(勤務条件の明示)

第5条 本学は、再雇用職員の採用又は更新に際して、次の事項を記載した文書を交付する。
(1) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
(2) 給与に関する事項
(3) 雇用契約の期間及び更新の基準に関する事項
(4) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
(5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(休職)

第6条 本学は、再雇用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを休職にすることがある。
(1) 刑事事件に関し起訴されたとき。
(2) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、休職にすることが適当であると認めるとき。

(休職期間)

第7条 前条第1号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とし、雇用契約の期間を超えない範囲内とする。

2 前条第2号及び第3号に掲げる事由による休職の期間は、雇用契約の期間を超えない範囲内とする。

(年次有給休暇の繰越し)

第8条 定年退職に引き続き再雇用職員となった者の年次有給休暇は、当該退職時においてその者が有していた年次有給休暇の日数及び時間数とする。

2 雇用契約の期間が更新された場合の年次有給休暇は、当該更新された日の前日においてその者が有していた年次有給休暇の日数及び時間数とする。

(無期契約職員就業規則の準用)

第9条 無期契約職員就業規則のうち、第7条(復職)、第12条(退職者の責務)、第13条(解雇)、第14条(解雇された者の責務)、第15条(給与)、第16条(誠実義務)、第17条(法令の遵守等)、第18条(信用失墜行為の禁止)、第19条(守秘義務)、第20条(倫理の保持)、第21条(ハラスメントの禁止)、第22条(障害者に対する差別の禁止)、第23条(所定勤務時間)、第24条(休日)、第25条(休日の振替)、第26条(所定勤務時間外及び休日勤務)、第27条(超勤代休時間)、第28条(非常災害時の勤務)、第29条(勤務しないことの承認)、第30条(休暇の種類)、第31条(年次有給休暇)、第32条(特別休暇)、第33条(育児休業)、第34条(介護休業)、第35条(出張)、第36条(表彰)、第37条(懲戒)、第38条(懲戒の種類)、第39条(訓告等)、第40条(損害賠償)、第41条(安全及び衛生に関する措置)、第42条(安全及び衛生教育)、第43条(非常災害時の措置)、第44条(安全及び衛生に関する遵守事項)、第45条(健康診断)、第46条(就業の禁止)、第47条(妊産婦である女性職員の就業制限)、第48条(妊産婦である女性職員の深夜勤務及び超過勤務の制限)、第49条(妊産婦である女性職員の業務軽減等)、第50条(福利厚生施設の利用)、第51条(業務災害)、第52条(通勤災害)及び第53条(職務発明等)の規定は、再雇用職員に準用する。

(有期契約職員就業規則の準用)

第10条 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学有期契約職員就業規則(平成16年規則第3号)のうち、第8条(退職)及び第9条(職員からの申出による退職)の規定は、再雇用職員に準用する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。